

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する中間提言 (骨子案)

平成 26 年 7 月 30 日
国立公文書館の機能・施設の在り方
等に関する調査検討会議（内閣府）

1. 中間提言の趣旨

(1) 経緯

- ・ 公文書管理法の制定によって制度は整備されたものの、国立公文書館の機能・施設は諸外国と比べてなお著しく見劣りする状況
- ・ このような状況を踏まえ、議員連盟の要請活動、公文書担当大臣と衆議院議運委員長との協議等が行われ、これを踏まえ「中間提言」を行うこととしたもの

(2) 趣旨

- ・ 2. で述べる国立公文書館の機能・施設の基本的な枠組みの在り方については、行政府のみならず立法府・司法府を含めた三権が集まって協議が行われることが望まれる
- ・ 政府に置かれる調査検討会議としては、三権で協議すべき論点と方向性を「中間提言」として提案することとし、これをたたき台として三権による協議が開始されることを期待

2. 国立公文書館の機能・施設の基本的な枠組みの在り方

(1) 対象とすべき「国」・「公」の範囲の在り方

- ・ 国民から見た「国」・「公」は「行政機関」だけではなく、三権すべての歴史資料として重要な公文書が集まるべきではないか
- ・ 公文書管理法では、両院議長及び最高裁長官は内閣総理大臣との協議に基づき、歴史資料として重要な文書を国立公文書館に移管できる旨規定している。この規定を踏まえ、議会の文書についても国立公文書館への移管あるいは寄託等が検討されるべきではないか
- ・ 各行政機関からは原則として最長 30 年の保存期間が経過した行政文書が、最高裁からは 50 年の保存期間が経過した民事判決原本や 30 年の保存期間が経過した司法行政文書が移管されているが、衆参両院からはどのような文書の移管・寄託が考えられるか

(2) 基本的な機能の在り方

- ・公文書は「民主主義を支える国民共有の知的資源」(公文書管理法1条)であり、保存機能に加え、展示・利用・学習機能を基本と考えるべきではないか
- ・特に、国立公文書館に三権すべての歴史資料として重要な国の公文書が集まるとすれば、明治憲法、終戦の詔書、現行憲法、サンフランシスコ平和条約など近代日本の成り立ちに関わる重要公文書に、多くの国民が直接接することができる展示・学習機能が必要ではないか

(3) (1)・(2) を踏まえた施設の在り方

- ・三権すべての歴史資料として重要な国の公文書が集まるとすれば、そのような施設の在り方についてどう考えるか

3. その他

- ・調査検討会議としては、引き続き、諸外国の実情、国民のニーズ等などを調査
- ・三権の協議によって機能・施設の基本的な枠組みの方向性がまとまれば、それも踏まえつつ、デジタルアーカイブ、研修・人材育成、修復などその他の機能も含む国立公文書館の機能・施設の在り方等について、年度内に報告書を取りまとめ